

第七十回国会
衆議院
運輸委員會
議 録 第 二 号

昭和四十七年十一月八日(水曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 細田 吉藏君

理事 江藤 隆美君 理事 佐藤 孝行君

理事 徳安 實藏君 理事 内藤 良平君

理事 田中 昭二君 理事 小峯 柳多君

理事 奥田 敬和君 理事 坂元 親男君

理事 河野 洋平君 理事 塚原 俊郎君

理事 關谷 勝利君 理事 増田甲子七君

理事 福井 勇君 理事 金丸 徳重君

理事 松本 十郎君 理事 斉藤 正男君

理事 久保 三郎君 理事 内海 清君

理事 宮井 泰良君 理事 寺前 巖君

出席國務大臣

運輸大臣 佐々木秀世君

出席政府委員

運輸省船舶局長 田坂 鋭一君

運輸省鉄道監督局長 秋富 公正君

委員外の出席者

運輸委員会調査室長 鎌瀬 正己君

委員の異動

十一月八日

辞任

補欠選任

小此木彦三郎君

河野 洋平君

國場 幸昌君

田代 文久君

同日

辞任

奥田 敬和君

坂元 親男君

補欠選任

小此木彦三郎君

河野 洋平君

第一類第十号

運輸委員会議録第二号

昭和四十七年十一月八日

松本 十郎君 (國場 幸昌君
寺前 巖君 田代 文久君

十一月七日

氣象業務の整備拡充等に関する請願(坂井弘一君紹介)(第二四二号)

同外一件(広沢直樹君紹介)(第二四三号)は本委員会に付託された。

十一月八日

都市モノレールの整備の促進に関する法律案(中村梅吉君外十五名提出、第六十八回国会衆法第四四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第六十八回国会衆法第九八号)

都市モノレールの整備の促進に関する法律案(中村梅吉君外十五名提出、第六十八回国会衆法第四四号) 撤回の件

都市モノレールの整備の促進に関する法律案起草の件

○細田委員長 これより会議を開きます。

この際、運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木運輸大臣。

○佐々木國務大臣 ただいま委員長から発言を許されまして、委員の皆さま方に一言おわびとごあいさつを申し上げたいと存じます。

去る六日の未明に起きた北陸本線の事故並びに日航機ハイジャック問題、あるいは引き続きまして九州の日田彦山線の火災事故と、相次ぎましての不祥事件を起こしまして、皆さま方にた

いへん御迷惑をかけまして、何ともおわびの申し上げようもございません。この詳細につきましては、加藤政務次官より皆さま方に御報告を申し上げたところであり、私は、六日の予算委員会の途中におきまして、予算委員会のお許しをいただき、また、運輸委員長長の御了解をいただきまして、六日午後四時の新幹線で現地に参りました。何せ、汽車でございましたので、飛行機がそのような状態で飛び立ちませんので、現地に着きましたのが午後八時ごろでございます。さうして御遺体の安置されております三カ所を訪問いたしまして、ねんごろに御焼香をいたし、御遺族の方々に御慰問申し上げたのですが、遺体が各地に分かれておりましたので、終わりましたのが夜中の二時過ぎ三時ごろになりました。この日は負傷者の方々をお見舞いすることができませんでしたが、引き続きまして、昨日は、何百人という負傷者がございまして、昨晩は、そのお見舞いを申し上げまして、昨晩おそくまでできる限り努力してお見舞いを申し上げましたが、ただ、幸いにだいぶ軽い方もおられますので、自宅に帰られた方のあることは幸いでございました。

結果的に、私申し上げますと、敦賀のほうには六カ所の病院で百三十九名、武生の病院で百三十四名、合計私が一人一人お見舞いごあいさつをして回ったのが二百七十三名でございます。この方々は非常に焦燥の念にかられておられた方もおられますし、看病なさった方々にもよくお願い申し上げまして、先ほど十一時五十分の東京着の全日空の飛行機で帰ってまいりました。また、お世話になりました市役所とか、警察とか、消防とか、この方々の必死の御協力を賜りましたので、非常な災難を受けられた方々を思った以上に助けることができたということでございますから、このお礼も十分いたしてまいりました。

こういうことで、もうすでに御承知のとおり特別監査の者も出しましたけれども、それだけでは足りませんので、ただいまこちらに参ります前に、ちょうど十二時二十分に国鉄総裁を私の部屋に呼びまして、警告書を渡してまいりました。非常にたいへんなことでございますので、私をはじめとして、こうした仕事に携わる者はほんとうに一丸となって再びこのような事故を起こさないように心を引き締めることが第一である、こういうことを考えましたので、警告書を手渡しして、そして全員に徹底せしめるように申し渡しをいたしまして、こちらに参つたような次第でございます。今後ともあらゆる万全の処置を講ずるつもりでございますので、以上申し上げまして、六日から今日までの経過につきましては、加藤政務次官の報告を御了承いただき、また、今後とも何とぞ皆さま方の御指導を賜りたいと存じます。

以上で発言を終わります。

○細田委員長 第六十八回国会から継続審査となつております臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案を議題といたします。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五百トン以上又は長さ五十メートル」を「二千五百トン以上又は長さ九十メートル」に改める。

附則第二項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第四条の規定は、この法律の施行前に改正前の第二条の許可を受けた船舶に係るこの法律の施行後における第四条に規定する変更で、変更後の船舶が改正後の第二条に規定する船舶に該当することとならないものについては、適用しない。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

わが国の国際海運及び造船の現状にかんがみ、臨時船舶建造調整法の有効期間を昭和五十年三月三十一日まで延長するとともに、同法による建造許可の対象船舶の範囲を総トン数二千五百トン以上の船舶等に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○細田委員長 本案につきましては、第六十八回国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○細田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○細田委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。齊藤正男君。

○齊藤(正)委員 提案されました臨時調法につきましてはすでに議了をいたしておるわけですが、本案の採決に先立ちまして、私は船舶建造に関する国辱的な問題といふべきで、この問題につきまして若干お尋ねをし、当局の考え方を伺いたいと思うわけでありませう。

すなわち、十月十九日の新聞紙は、船舶建造に関連をして、いわゆる欠陥船が大量にあったという

ことを運輸省みずからが発表し、関係当局に對しても重大な関心を持たせたいということでありませうけれども、われわれはこのような問題につきましては、船舶建造関係の議案あるいは一般質問等々において強くその点を指摘をし、そのようなことが起こる心配、危険性が多分にあるということでは要求をし、追及をしまいたうたわけでありませうけれども、残念ながら私どもの追及やあるいは予告は現実のものとなつてあらわれまして、当時の新聞発表を見ますと、いずれもたいへんな報道でございまして、ある新聞は「大型船に大量欠陥」6隻、54隻に及ぶ「下請工員が手抜き溶接作業」運輸省石播・川重に警告」というような見出しであります。ある新聞はまた「造船王国」大きな汚点「孫下請けも黙認」30年代拡張期「無視できぬ国際的影響」といったような見出しが出されております。しかも関係メーカーは何の抗弁もできません、全く申しわけないというところで頭を下げたわけでありませうけれども、造船王国日本が世界の船舶の需要にこたえて、ずいぶん早いスピードで、ずいぶん大きな船をしかも多量に建造をし、輸出に狂奔したことは御承知のとおりでありますけれども、この造船王国日本にこのような問題が発生をしたということは、まことに世界的に汚名を着たということになると思うのであります。

したがって、今回の臨時調法成立にあたりまして、私どもは前々から強く要求し、強く指摘してきたこの問題の対策が当然確立をし、明らかにされなければならぬと思うわけでありませう。幸い大臣も御出席でございまして、大臣の見解をまず伺い、そして具体的にどこに問題があったのか、その問題点をどのようにしたのか、船舶局長からお答えをいただきたいと思うわけでありませう。

○佐々木国務大臣 お答えいたします。運輸省といたしましては、従来より良質の船舶を建造するように造船所の指導を行なつてまいりました。しかし今回、通常考えられないような非常

常識な内容の手抜き工事が発見されたことは、まことに遺憾に存する次第でございませう。

これらの手抜き工事は、当該造船所の品質管理体制に問題があるものと考えられます。安全上はもちろんのこと、わが国造船界の国際信用を堅持する立場からも、再びこのような事態が発生することのないよう厳正な態度で本件を措置するように命じておる次第でございませう。

○田坂政府委員 ただいま大臣からお話ございましたように、本件の基本的な問題は当該造船所の品質管理にあったと考えます。

そこで、当面の措置といたしまして、三造船所に対しまして、学識経験者、東京大学の教授二名、私どもの局の担当者二名並びに海事協会の技師二名を選びまして、調査団を派遣いたしました。現在、この調査団の品質管理体制につきまして詳細な調査に当たらせてあります。幸いにいたしまして、現在におきましては、このような不祥事が起こるというような心配はないということでございます。それにいたしまして、十分念には念を入れる必要があろうということで、明年早々、一月十五日から全造船所の品質管理体制につきまして総点検を行なうことにいたしております。

○齊藤(正)委員 大臣から監督官庁としての決意の披瀝があり、局長からも具体的な問題につき、不十分でありますけれども御答弁をいただきました。ところがときどきに、私はこれを深追するつもりは毛頭ありませんけれども、新聞報道等によりますれば「また浮かぶ20次造船」「ほりばあ」と同期が多い」というような見出しもございませう。特に船舶局長は新聞発表をして「ほりばあ丸」は関係ないというようにことをあえて言つていて、こんなことと局長が言わなければ別にどうこうないのですけれども「ほりばあ」はほかの原因だったのだということをいかに申しわけがましう言つてゐる。これじゃ「ほりばあ」もあやしいのだと、われわれはすなおに考えてもそうとらざるを得ない。「ほりばあ」の遭難当時、私どもは造船工業界の実態につき、そうしてまた造船会社

の実態につき、あまりにも下請が多い、そしてまた労働条件も悪い、低賃金だ、重労働だ、また危険な職場だというようなことも口をすっぱくして要求し指摘したところでもあります。したがって、大臣や局長の通り一べんの答弁で私はこの合理化、近代化、そしてまた輸出に追われての工事の急ぎといったようなものは解決できるものではない、徹底的なメスを入れる時期がきているというように思つてございませうので、きょうは深追はいたしませんけれども、大臣からさらにそうした問題に関連をした御決意のほどを伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 齊藤先生御指摘のとおり、海国日本の名譽にかけて、再びこのようなことのないように、十分今後ともに厳重な注意をいたさせます。

○齊藤(正)委員 終わります。

○細田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○細田委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○細田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものを決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○細田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

ますが、助成につきまして必ずしも法律的根拠がなくても賛助できるわけでございまして、現在までやったわけでございますが、私たちとしましては御指摘のとおり地下鉄につきましてもさらに助成を強化すべきであると思っております、来年度はさらにこの助成の強化をはかりたいと思つて、現在予算上でございしますが要求をしているところでございます。

○斉藤(正)委員 大臣、解散必至といわれるこの国会の、しかもいまの時点でなぜ都市モノレール法案を上げなければならぬのか。私もものがつくったわけでございましてから大臣にお伺いするのをおかしいのでありますけれども、大臣はこの法案があるとなつては——運輸省府筋はあつたほうがかういふ点でやりよいんだ、なくともいいとお考えですか。あつたほうがいいというのですか。あつたほうがいいというならば、その理由は那邊にあるのでございましょうか。その点を伺いたいと思ひます。

○佐々木國務大臣 これは法律を出される方々のお考えでございまして、私のほうはそれに対してやはり皆さんの考え方を尊重して、そうして行政的にこれを行なうという私の立場だと思ひます。しかし何をさておきまして、いずれの立場を問はず、都市交通の現在の状況を緩和するということについては一致しているはずでありますから、あるほうがけっこうだ、こう思ひます。

○斉藤(正)委員 十分おわかりのようでございまして、もう一つだけお尋ねをして私の質問を終わりたいと思ひますが、この法律案におきましては「国及び地方公共団体は、都市モノレールの整備の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずる」ということで、先ほど局長から答弁があつたとおりでありますけれども、その答弁の中で、何も法律がなくとも予算措置はできるんだということで、前向きで検討もするような意味のあれはありましたけれども、私はもう一つ問題の点として、鉄道事業の経営状態の悪化が、公営私営を問はずたいへん苦しい現状にあること

が、特に都市の交通については御認識をされていふと思ひわけでありまして。したがひまして、国及び地方公共団体の助成の強化をはかることは当然必要でありますけれども、民営にしる公営にしる今日都市交通の経営主体というのは非常に大きな、いろいろな問題をかかえていることは御承知のとおりだと思ひわけでございます。したがひまして、民営公営を問はず、この経営主体に對しましてはよほど慎重に配慮をし、また綿密な指導をいたし、かつ大幅な助成をいたさなければならぬ。にもならない実態にあることは局長も御承知のとおりだと思ひます。したがひまして、経営主体に對しどのような指導、あるいはどのようなものが望ましい姿だとお考えなのか、お答えをいたしたいと思ひわけでありまして。

○秋富政府委員 御指摘のとおり、大都市におきまして交通の混雑を緩和するというためには、大量輸送機関でございまして鉄軌道、地下鉄、モノレールといふものがきつめて重要なものでございまして。しかし一方、現在の財政状況はきつめて悪化したとしておりまして、これをいかにして経営を存続し、さらに建設を促進するかということにつきましては、私たちそれに關係いたしております者としてはきつめて重大な責務であると考えております。

それで、まず私鉄でございしますが、先般の国会において御審議をいただきました、日本鉄道建設公団におきまして、初めて私鉄につきましてもその建設を鉄建公団がやるということによりまして、長期の建設というのに対して私鉄の負担を軽減するといふ、まさに画期的な制度ができたわけでございまして。また地下鉄につきましても、先ほど御報告申し上げましたとおり、現在いわゆる五〇〇の助成方式をとつてきておりますが、これをさらに強化すべくいたしておるわけでございまして。モノレールにつきましても、現在日本各地におきまして八カ所ございまして、この中で、いわゆる大都市交通といたしまして通勤通学に使われておるものが三つあるわけでございまして

が、これまた御指摘のとおり必ずしも経営成績がいいわけではございません。その中で、いわゆる都心と羽田間にありますモノレール、これが初めて昨年黒字に転じたわけでございますが、それまでの累積赤字といふものはばく大なものでございます。その他のいわゆる都市交通に使つておりますモノレール、これは赤字でございまして。これにつきましても、私たちといたしましてはぜひ助成をしなければいけない。その意味におきまして、ただいま御提案になつております助成、こつた問題については十分考えなければいけないと思ひわけでございます。

また、いわゆる経営主体の問題でございまして、こつた民営あるいは公営以外に、いわゆる第三セクターと申しますか、国も地方もあるいは開銀とかいふたようなもの、あるいは地元の銀行といふものが出資して経営するといふようなものが、交通圏といふものが拡大してまいりましたときに、おのずから公営といふものの限界といふこともございまして、あるいは私鉄のいわゆる経営難といふことから、こつた問題につきましてもいろいろ問題があることは十分承知いたしておるところであります。私たちとしては、既存の事業主体との関連、これを考慮しつつ、経営の効率あるいは都市交通の広域化、こつた点も十分検討いたし、今後さらに検討を進めていきたい、かように考えております。

○斉藤(正)委員 最後に要望を申し上げます。いま御答弁いただいたことでほぼ了解はできたわけでございまして、既存の大都市交通、それに中核都市の都市交通、こつたものの現状から、今回私どもが都市モノレール法案を成立させるわけでありますけれども、あつて国並びに地方公共団体の理解と協力、特に財政的な助成が焦眉の急務であらうといふふうに思つと同時に、いまお答えをいただきましたような経営主体に對しまして十分なる配慮が必要であるし、既存の経営主体にとらわれることなく、第三機関の検討といふようなことも当然あるべき姿であらうという

ように思ひわけであります。しかし設置経営者並びにそれらの従業員等々のなまの意見、現場の意見といふようなものも十分聴取をいたさなくては、最も理想的な都市の市民の足を守るという形の体系を一刻も早く確立をしていただくことを強く要望し、私のお尋ねを終わります。ありがとうございました。

○細田委員長 次に田中昭二君。

○田中(昭)委員 ただいま都市モノレールの整備促進に関する法律案が成立されようとしておりますが、私はこの「都市における交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便の増進に寄与する」ということはたいへん喜ばしいことだと思ひますが、これに關連いたしまして、一、二御質問なり要望を申し上げておきたいと思ひます。

これが都市市街地にモノレールを設置することになりますと、当然周辺の住宅及び市街地におきましていままでない騒音の問題が生ずることもあるかと思ひます。この騒音対策並びに日照権の問題も起こるのではないかと、こつ心配しておりますが、これらに對してはひとつ十分なる配慮をお願いしたいと思ひますが、御見解はいかがでしようか。

○秋富政府委員 今回御提案いただいております都市モノレール、これは主として道路に架設されるというところがございまして、従来のモノレールとまた違つた面もございまして。御指摘のとおりいわゆる騒音の問題、これは当然にわれわれとしては考えなければいけない重大な問題でございまして。特に住宅地を通る場合、これにおきましては騒音といふものは十分今後配慮していかなければならない問題でございまして、また御指摘の日照権の問題、これにつきましても、道路に架設するとは申しながら、やはりその高さあるいはその位置といふことによりまして、日照権の問題がございまして、こつた問題でございまして、私たちがいたしましては御指摘のような騒音対策あるいは日照権といふことにつきましても、さらに防災、こつた面につきましても十分配慮いたしまして、ルート

定につきましても考えますし、またいわゆる車両その他の対策というものについても、こういう際にも十分に配慮してまいりたいと考えております。

○田中(昭)委員 このモノレール法案によりましてモノレールが建設になりますと、それに伴って工事が進むわけでございますが、市街地の整備、それから工事によるところの拡幅、こういうものが出てくるわけですが、これにはいつも利害の対立があつて、いろいろな運動が起こつてむずかしい問題を生ずるわけでございますから、このような工事にあつて、建設計画並びにルートを決める場合については公平に住民の意思をひとつ十分に反映させるべきであると思いますが、いかがでございましょうか。

○秋富政府委員 私たちも、ただいま御指摘のとおり、工事の際の公害という点につきましては十分配慮いたしますと同時に、ルートの選定につきましても地元への輸送需要の動向、こういうことをよく把握いたしまして、地元の皆さんの御意見も十分承りまして、そうして大局的に輸送需要、一番効率的な利用者の利便になるような選定をいたしたいと思っております。

○田中(昭)委員 最後に要望申し上げますが、先ほどモノレールという新しいものができました場合の防災体制についても考えとありました。特にこれは高架になりますし、お客の避難というようなことはいままでないものを考えなければならぬ。またおととい、きのうというように国鉄は大きな事故を出しておりますが、こういうことを一つの背景にしまして、この建設にあつてはそういう災害のないような、住民の人命に及ぶ被害のないようなことを考えて、そして建設の財政的な問題についても配慮をいただきたい、このように願ひするわけがあります。

○秋富政府委員 ただいま御指摘の点は今後十分勉強し、あるいは工事を進める際におきまして配慮いたしていきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 以上で終わります。

○細田委員長 おはかりいたします。

都市モノレールの整備の促進に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細田委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○細田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

今回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

昭和四十七年十一月十四日印刷

昭和四十七年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A